下妻市外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．目的

この実施要領は、下妻市外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託（以下「本業務」という。）の委託事業者を公募型プロポーザルにより選定するための手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

２．業務の内容

(1)　委託業務名　下妻市外国人英語指導助手（ＡＬＴ）派遣業務委託

(2)　業務の内容　別添仕様書のとおり

(3)　委託期間　　令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日

(4)　見積限度額　事業費上限額　２００，０００，０００円

※上記の金額は、消費税及び地方消費税を除く。

※上記の金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

※見積限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

３．委託予定者選定方法

本業務の履行に最も適した事業者を選定するため、公募によるプロポーザル方式により選定するものとする。

４．応募資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1)　下妻市物品製造（役務の提供）等競争入札資格審査有資格者であり、令和７年・８年度の本市入札参加資格者名簿（物品役務）に搭載されていること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

(3)　下妻市建設工事請負業者等指名停止等措置要領（平成 25 年下妻市告示第 12 号）別表第 1 及び別表第 2 に定める措置基準に該当する者でないこと。

(4)　会社更生法（令和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては、更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（令和 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の決定を受けた者であること。

(5)　下妻市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成 20 年下妻市訓令第 7 号）別表に定める措置要件に該当する者でないこと。

(6)　過去 10 年以内（平成 27 年度から令和７年度まで）に本業務と同種の業務の受託実績があること、又は本業務に関する専門的知識、技術及び執行体制を有する者であること。

５．プロポーザルの手続等

(1)　スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公募開始日	令和８年 11 月 13 日（金）
質問の受付期間	令和８年 11 月 13 日（金）～11 月 20 日（金）
参加表明書の提出期限	令和８年 12 月　１日（火）午後５時必着
企画提案書等の提出期限	令和８年 12 月 14 日（月）午後５時必着
審査会の開催	令和８年 12 月 22 日（火）
選考結果の通知	令和９年１月上旬
契約締結	令和９年２月上旬

(2)　参加の手続

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式１号）を次により提出すること。

①受付期間　令和８年 11 月 13 日（金）から令和８年 12 月 1 日（火）

②提 出 先　事務局

③提出方法　持参又は郵送

（郵送による場合は、配達記録が確認できる書留郵便等にて期限内必着とする。）

(3)　説明会

本プロポーザルに関しての説明会は、行わない。

(4)　企画提案書等の提出

①提出書類

１	企画提案書（別紙「下妻市外国人英語指導助手(ALT)派遣業務委託審査表」の項目２～６について記載し、項目ごとに整理する。）
２	会社概要
３	業務実績書
４	見積書

（注 1）見積書には「下妻市外国人英語指導助手(ALT)派遣業務委託契約仕様書」に基づく見積金額を記入すること。

（注 2）消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する額を見積書に記入すること。

（注 3）提出書類の様式は、任意・A4 判とし、各ページ下中央部に通し番号を付すこと。

②提出期限　令和８年 12 月 14 日（月）午後５時必着

③提出部数　提出書類１～３は正本１部（業者名を記載）、副本７部（複写可。ただし、会社名、代表者名、ロゴマーク等のプロポーザル参加者名を連想させるものは、記載しない。）、提出書類４は正本１部（業者名を記載）。

※提出書類１～３は、１部ずつまとめてファイルに綴じること。

④提出方法　持参又は郵送

（郵送による場合は、配達記録が確認できる書留郵便等にて期限内必着とする。）

⑤提出先　　事務局

(5)　応募に当たっての留意事項

①必要に応じ追加資料が必要となることがある。

②提出された書類については、変更することはできない。

③提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。

④提出された書類は、返却しない。

⑤参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出する。

⑥応募に関する費用は、全て応募者の負担とする。

⑦応募者は、当該応募について選定委員との接触を禁止する。選定委員との接触の事実が認められた場合には、失格となる場合がある。

⑧選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合がある。また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合があるため、承知のうえ応募すること。

⑨業務を受託した場合、本件業務を第三者に委託し、又は請け負わせることは、できない。ただし、あらかじめ下妻市の承認を受けた場合は、この限りではない。

⑩応募者が１者であっても、「４．応募資格」を満たす者であれば、本プロポーザルを実施する。ただし、評価委員の持ち点の合計の 60%（基準点）に達しない場合は、不適格とする。

６．質問の提出期限、方法等

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式２）を提出すること。

(1)	提出期限	令和８年 11 月 20 日（金） 午後５時必着
(2)	提出方法	質問書を電子メールで提出すること。
(3)	電子メールアドレス	shido@city.shimotsuma.lg.jp
(4)	回答方法	提出された質問及び質問に関する回答は、令和８年 11 月 27 日（金）までに市ホームページで公表する。（個別の回答は、行わない。）

７．事業者の選定等

(1)　選定方法

本業務に係るプロポーザル審査委員会で構成する選定委員会において、評価基準に基づく審査を行い、本業務の契約予定者（以下「契約予定者」という。）を選定・決定する。なお、見積金額が「２．（４）見積限度額」を超えている場合は、その企画提案書は、審査から除外する。

(2)　審査日程

審査（プレゼンテーションによるプロポーザル）

実施日：令和８年 12 月 22 日（火）

順番：参加表明書の受付順とする。（時間、場所については、別途通知する。）

(3)　審査項目及び評価基準等

審査項目及び評価基準等は、別紙のとおりとする。

(4)　審査方法

①審査は、評価点数の合計点数で競う方法により行う。なお、参加者多数の場合は、事務局で予備審査を実施し、５者程度に絞り込んだうえで審査を行う。

②プレゼンテーション及びヒアリングは、以下のとおりとする。

・審査の公正公平を期すため、参加者が特定できるような発言等をしないこと。

・出席者は、３人以内とする。

・プレゼンテーションは、20 分以内とし、その後ヒアリングを 10 分程度行う。

・ディスプレイ又はプロジェクター・スクリーン、ケーブル（ＨＤＭＩ及びディスプレイケーブル）及び電源は、事務局が用意する。その他、必要なＰＣ機器等は、各参加者が用意する。

(5)　契約予定者の選定

審査の結果、評価点数の合計が最も高いプロポーザル参加者（以下「最高得点参加者」という。）を契約予定者とし、次に点数の高かった者を次点として選定する。ただし、最高得点参加者が複数ある場合は、次の順序により選定する。

①得点が同点の場合は、評価項目「派遣業務における具体的な提案」の得点が最も高い者を契約予定者とする。

②得点が同点で、かつ、評価項目「派遣業務における具体的な提案」の得点も同点の場合は、「ＡＬＴの管理体制及び連携体制」の得点が最も高い者を契約予定者とする。

③②によっても契約予定者が決定しない場合は、見積価格が最も安価な者を契約予定者とする。これによっても決定しない場合は、抽選により契約予定者を決定する。

(6)　選定結果の通知

①通知方法　　全てのプロポーザル参加者に文書で通知する。なお、審査結果に関する問合せ及び異議の申し立ては、受け付けない。

②評価の公表等　プロポーザル参加者自身及び決定した受託者の得点については、受託者決定後、問合せに応じ回答する。なお、その他プロポーザル参加者に関する情報（プロポーザル参加者からの提出書類を含む。）及びプロポーザルの採点基準並びに点数の内訳等に関する問合せには、一切応じない。

８．提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1)　提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(3)　会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(4)　審査の公平性を害する行為があった場合

(5)　その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

９．その他の留意事項

企画提案に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。

10．契約手続等

契約予定者と交渉し、随意契約により請負契約を締結する。ただし、契約予定者が辞退した場合及びその他の理由で契約できない場合は、次点の者と交渉する。その契約に関しては、下妻市契約規則に基づき手続を行う。

11. 事務局

〒304-8501　茨城県下妻市本城町三丁目 13 番地
下妻市教育委員会学校支援課
電話　：0296-44-0746（直通）
ＦＡＸ　：0296-43-9608
E-mail：shido@city.shimotsuma.lg.jp